

**(仮称) 西尾久三丁目障がい者施設  
整備事業者公募要項**

**令和 7 年 1 2 月**

**荒 川 区**

# 目 次

|    |           |    |
|----|-----------|----|
| 1  | 公募の趣旨     | 1  |
| 2  | 事業の概要     | 1  |
| 3  | 応募資格      | 4  |
| 4  | 施設整備の条件   | 5  |
| 5  | 運営の条件     | 8  |
| 6  | 区の支援策     | 8  |
| 7  | 選定スケジュール  | 9  |
| 8  | 現地見学会     | 10 |
| 9  | 応募手続き     | 10 |
| 10 | 優先交渉権者の決定 | 13 |
| 11 | 基本協定の締結   | 14 |
| 12 | その他       | 14 |

- 〔別紙〕
1. 現地案内図
  2. 地積測量図
  3. 杭位置関係図
  4. 現地見学会出席申込書
  5. 応募申込提出書類一覧
  6. 事業計画書提出一覧
  7. 質問書

## 1 公募の趣旨

荒川区では、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい者施設を整備することとしました。

この施設整備に当たっては、事業者が整備計画から設計、建設、運営を行うことによって、施設の効果的な活用、効率的な運営を図るとともに、より柔軟に質の高いサービス提供が期待できることから、民設民営方式を採用しました。

優れた福祉サービスの提供と効率的な経営を実現し、区民サービスの向上を図ることを目的として、整備計画に基づき施設整備・運営を行う事業者を広く募集します。

## 2 事業の概要

### (1) 福祉施設整備の必要性

障がい者施策においては、障害者自立支援法の制定（現 障害者総合支援法）により、障がい者サービスのあり方が、これまでの施設中心の福祉から在宅中心の福祉へと大きく転換され、「地域生活への移行」が積極的に推進されています。こうした中、通所や入所施設を拠点とした地域の中での一体的な仕組みづくりとともに、地域生活を支えるサービスとして、日中活動の場及び居住の場などの整備が課題となっています。荒川区においては、軽度の障がい者のグループホームについては、確保が進んでいますが、重度障がい者向けについては、さらなる取組が必要です。さらに、医療的ケア児を抱える家庭におけるレスパイト需要、施設入浴ニーズの高まりなど、区の地域課題についても対応していく必要があります。今後、地域での生活に支援が必要な重度障がい者の増加が見込まれている中で、地域移行を基調としながら、医療的ケア児等への支援など地域で求められているサービス提供するため、施設整備を早急に行う必要があります。

### (2) 事業概要

事業者は区有地及び区が借り受ける民有地を一体のものとし借り受け、障がい者施設を建設し、当該施設を50年以上運営します（工事期間・建物解体期間を含めた使用貸借の期間は約54年です）。

施設の開設時期は、令和11年3月を目指します。

### (3) 事業予定者選定方法

プロポーザル方式（公募式）とします。

### (4) 事業内容及び規模

<自立支援給付事業>

**ア 共同生活援助（グループホーム）**

①概要

夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事や入浴、排せつ等の介護を行い、これらを通じて日常生活能力の維持・向上を目指します。

- ・重度障がい者の受け入れのための職員加配補助を予定しています。
- ・日中滞在型のグループホームとします。

## ②対象者

共同生活援助（グループホーム）の支給決定を受けている重症心身障がい者、身体・知的の重複障がい者で、主に障害支援区分が4～6程度の者とします。また、強度行動障害の方も受け入れることとします。

## ③利用者数

定員20名

なお、重度障がい者の受入を促進するため、障害支援区分5～6の者を定員の半数程度受け入れることとします。

## イ 短期入所（ショートステイ）

### ①概要

常時介護や見守りが必要な障がい者を、自宅で介護や見守りをする保護者等の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった時に、時間単位や短期間（場合によっては中期間）、夜間も含め、ユニットケアを実施した施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行いながら、日中活動の場との連絡調整及び連携を行います。

重度障がい者や医療的ケアが必要な方、医療的ケア児の受け入れのための職員加配補助を予定しています。

## ②対象者

障がい種別に関わらず、短期入所の支給決定を受けている者とし、重度障がいや身体・知的の重複障がいで医療的ケアが必要な方や、医療的ケア児にも対応します。

## ③利用者数

定員5名

## <地域生活支援事業>

## ウ 日中一時支援

### ①概要

夕方から夜にかけて、主として知的障がい者の活動の場を提供し、夕食や入浴の提供、及び見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。

区が運営を委託して実施します。

## ②対象者

日中一時支援の決定を受けている、主として知的障がい者とします。

## ③利用者数

定員15名程度

### 工 移動支援事業（車両移送型）

#### ①概要

障がい者の利便を考慮し、経路を定めた運行（主に当該施設と区立通所施設等を結ぶ経路）を行い、必要に応じた支援を実施します。

区が運営を委託して実施します。

#### ②対象者

当該施設利用者とします。

#### ③利用者数

定員15名程度

<委託事業>

### オ 施設入浴

#### ①概要

障がいが原因で家庭での入浴が困難であったり、公衆浴場の利用が困難である知的障がい者及び身体・知的の重複障がい者に入浴の場を提供し、必要に応じてその介助を行います。

#### ②対象者

家庭での入浴が困難な18歳以上の知的障がい者、身体・知的の重複障がい者であり、区により施設入浴の決定を受けている者とします。

### カ 緊急一時保護

#### ①概要

在宅の心身障がい者の介護者が、冠婚葬祭や病気等、一時的な理由で介護ができない場合に、当該心身障がい者を滞在又は宿泊させ、必要な支援を行います。

#### ②対象者

学齢児以上の区内在住・在宅で、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳の所持者及び医療的ケア児とします。

#### ③利用者数

定員1名

<その他>

地域に開かれた施設とするため、住民との交流に活用できるような会議室など、地域の利便施設を設置すること。また、子どもたちへの障がい理解を深めるための取組を地域と連携し実施すること。

なお、事業者は自らの判断により、上記事業のほか、障がい者福祉に係る法人自主事業の実施を区に提案できるものとします。

#### (5) 事業予定地

① 所在地 住居表示：荒川区西尾久三丁目26番  
地番：荒川区西尾久三丁目1293-2、1294-1, 4, 5

② 面積：1, 175. 94m<sup>2</sup>

③ 法的規制

<東側の都道から30mまでの範囲>

用途地域：近隣商業地域

防火指定：防火地域

建ぺい率：80%

容積率：400%

高度地区：最低限高度地区（最低限度7メートル）

日影規制：なし

接道条件：東側15. 0m、南側3. 6～4. 0m

<東側の都道から30mを越える範囲>

用途地域：第一種住居地域

防火指定：準防火地域

建ぺい率：80%

容積率：300%

高度地区：第三種高度地区

日影規制：5時間以上／3時間以上、推定水平面6. 5m

接道条件：南側4. 0m

④ 交通：都電荒川線「小台駅」 徒歩4分

※ 地積測量図は別紙2を参照

### 3 応募資格

次のアからオのいずれかに該当する法人であって、下記（1）から（11）に掲げるすべての要件を満たすものとします。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第2条

- 第1項に規定する一般社団法人等
- ウ 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- エ 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- オ ア～エに掲げる者以外の法人
- ※法人を創設することを前提とした応募は認めません。なお、原則として1法人としますが、複数法人で応募の場合は、別にお問い合わせください。
- (1) 法人としての運営が適正に行われており、原則として、令和7年12月現在、障害者総合支援法に基づく共同生活援助又は施設入所支援（旧法施設を含む）サービスを提供していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または当該団体に属する者ではないこと。
- (6) 荒川区契約事務規則第5条の規定に該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、区における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (8) 荒川区入札等参加停止措置要綱の規定に基づく入札等参加停止措置期間中の企業及びこれに準ずる企業ではないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (10) 都道府県並びに区市町村が行う指導検査等において、当該法人が運営する共同生活援助事業所に関し、重大な指摘を受けていないこと。
- (11) 地域の住民との交流及び保健・福祉・医療機関等との連携を積極的に図る意欲を持っていること。

## 4 施設整備の条件

### (1) 土地に対する権利

民法第593条に基づく使用貸借契約とし、期間は約54年（工事期間と事業終了後建物解体期間を含む）とします。（終期は令和62年3月31日を予定しています。）

区有地及び区が借り受ける民有地を一体のものとし、貸し付けをいたします。

なお、区が借り受ける民有地については、賃貸借契約に向け誠実に協議を行うことを確認しており、令和8年度に賃貸借契約を締結する予定です。

## ① 特約事項

- ア 期間の更新がないこと。
- イ 建物の築造による存続期間の延長がないこと。
- ウ 建物買取請求権を行使しないこと。

## ② 用途の指定

借受者は、障がい者福祉事業用地として、当該地を使用しなければなりません。なお、区の許可なく目的以外に使用した場合や、第三者に転貸した場合は、借受地を原状回復の上、返還していただきます。

## ③ 建物に対する抵当権の設定

借受者が、当該貸付財産上に選定事業者が建築した建物その他工作物を第三者に担保として供するときは、事前にその理由を記載した書面によって区に申請し、その承認をうけなければならないものとします。

## ④ 特記事項

ア 地番1293-2には、都有施設建設時に打ち込んだコンクリート杭が4本残存しています（杭抜き途中で座屈したため、残置されている深度は不明）。（別紙3杭位置関係図参照）。区は本件地の使用貸借にあたり、杭の撤去費用等は負担しません。

※別紙3は平成29年10月に実施した都有施設撤去工事時の残置杭位置図です。図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

イ 当該地については、地歴調査を踏まえ、地盤調査及び土壌調査は実施しておりません。  
エ 使用貸借期間終了後は、借受地を原状回復の上返還いただきます。なお、返還に当たっては、地番1293-2及び1294-5において工作物越境確認書に基づき越境の状態を是正のうえ返還いただきます。

オ 土地利用については周辺環境に十分に配慮しなければならないものとします。

## （2）土地の引渡し

引渡し時期は協議の上決定します。

地盤調査については、引渡し後に実施していただきます。

## （3）施設・設備整備

① 施設・設備整備にあたっては、社会福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法等、関係法令等による施設設備基準を満たす施設を整備してください。その他に、次の法令を遵守し整備を行ってください。

- ア 建築基準法
- イ 都市計画法
- ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- エ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（バリアフリー条例）
- オ 東京都福祉のまちづくり条例
- カ 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- キ 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- ク 東京都駐車場条例
- ケ その他関連法令

なお、施設・設備整備に当たっては、荒川区内の業者を活用するなど、区内産業の活性化に努めてください。

- ② 南側道路は建築基準法第42条第2項に定める道路のため、幅員を4m以上に拡幅整備する必要があります。当該道路の拡幅整備は、事業者が実施することとします。
- ③ 地番1293-2においては、令和8～9年度にかけて、荒川区実施工事の工事ヤード（事務所設置及び駐車場）使用に最大限協力してください。
- ④ 建物北側は隅田川のテラスより12.6m離すなど、東京都による将来のスーパー堤防整備を見据えたうえで、施設を建設してください。
- ⑤ 東側都道を切り下げるに当たり、現状の擁壁は車両が乗る想定で設計されておりません。設計に当たっては、「道路土工－擁壁工指針」（平成24年度・公益財団法人日本道路協会）に基づいて行ってください。また、レベル2地震、裁荷重（車両の最大荷重）を考慮してください。

#### （4）補助金について

施設・設備の整備に当たっては、国・東京都の補助金を最大限に活用してください。

#### （5）近隣住民への対応

施設の整備に当たっては、隨時説明会を開催するなど、近隣住民に対し十分な説明を行い、地域の要望には誠実に対応してください。

また、優先交渉権を得た後から施設開設までの期間について、区及び地域住民と密接な連携が図れるよう、十分な体制をとってください。（ただし、優先交渉権の決定があるまでには、地域住民等に対する説明や調整等は一切行わないこと。）

## 5 運営の条件

- 事業者は、次の各号に掲げる条件で施設の運営に当たることとします。
- (1) 運営に当たっては、社会福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、その他の関係法令等を遵守すること。
  - (2) 災害時の福祉避難所の運営に関する協定を区と締結すること。
  - (3) 施設運営については、本要項に示した内容に対応できる体制を整備すること。
  - (4) 荒川区民の優先入居及び利用に関する協定書を荒川区と締結すること。
  - (5) 施設運営については、障害者自立支援給付費等により円滑に遂行できるように体制を整備すること。
  - (6) 優先交渉権者として決定された後、施設全体の嘱託医の確保や緊急時の医療体制等、地域の医療機関との連携について、荒川区医師会と協議すること。
  - (7) 施設の運営に当たっては、近隣住民に対し十分な説明を行い、地域の要望には真摯に対応すること。
  - (8) 利用者へのサービス向上が図れるよう職員の資質向上に努めること。
  - (9) 区内業者から物品及びサービスを購入するよう努めること。
  - (10) 介護者の身体負担を軽減する用具等を積極的に導入すること。
  - (11) 福祉サービス第三者評価を定期的に受審すること。
  - (12) 長期的に安定した、質の高いサービスを提供すること。
  - (13) 自立支援給付事業については、障害者総合支援法の指定事業者としての事業実施を前提とします。
  - (14) 地域生活支援事業及び委託事業については、区が運営を委託し委託料を支払うものとする。
  - (15) 用途の特定できない光熱水費及び保守経費等は、自立支援給付事業、地域生活支援事業及び委託事業のうち適切な事業に計上されるよう按分等により対応すること。

## 6 区の支援策

施設及び設備整備に関する補助は、予算の範囲内で次のとおり補助を行う予定です。

### (1) 土地について

土地使用料については、使用貸借契約のため無償とする予定です。

### (2) 施設・設備整備に対する補助

①各々の施設・整備に対する整備補助は、予算の範囲内で次のとおり行う予定です。

- ア 共同生活援助（グループホーム）
- イ 短期入所（ショートステイ）

施設・設備整備に要した費用のうち、区の定める基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い方から国及び東京都補助金を控除した額の7／8を限度に補

助する予定です。

ウ 地域生活支援事業

エ 委託事業

区の定める基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い方の  
10／10を限度に補助する予定です。

※区の定める基準額は、物価高騰の状況等を踏まえ、令和9年度の補助年度に決定します。参考として、荒川区における「障害者グループホーム等施設整備費等補助金」の令和8年度基準額は450千円／㎡とする予定です。

②本要項に定める以外の、法人の独自提案事業に係る施設・設備整備に要した費用については、補助対象外とします。

③南側道路の拡幅整備は、区が予算の範囲内で費用を負担することとします。

優先交渉権者決定後に締結する、「(仮称) 施設及び運営に関する協定」に定める、遵守すべき条項に違反した場合、土地の無償貸与の中止や、補助金の返還等を求める場合があります。

### (3) 運営に対する補助

重度障がい者及び医療的ケア児の受け入れのため、以下の運営費補助を行う予定です。

①法人が雇用する常勤看護師1名以外に追加で雇用する看護師、准看護師等に係る人件費  
(基準額：年額30,000千円)

②共同生活援助事業及び短期入所事業に従事する生活支援員等を補助させるために雇用する生活支援補助員に係る人件費 (基準額：年額15,840千円)

※なお、区の定める基準額は補助年度に改めて決定します。上記の金額は、参考として、荒川区における「障害者地域生活支援施設運営費補助金」の令和8年度予定基準額を記載しています。

## 7 選定スケジュール

12月16日（火）

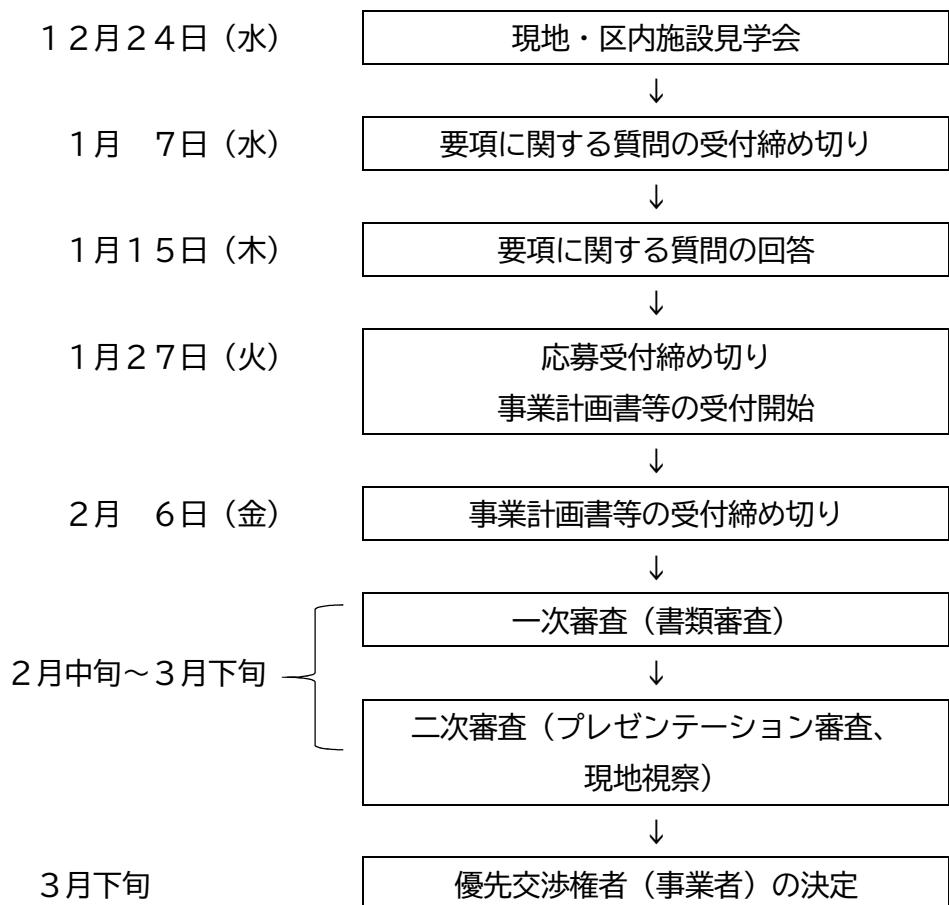
公募要項発表及び配付



12月16日（火）

応募及び要項に関する質問の受付開始





## 8 現地・区内施設見学会

現地・区内施設見学会を次の日程で行います。

令和7年12月24日（水）14：00～17：00

見学希望者は、令和7年12月22日（月）正午までにメールもしくはファックスにて、別紙3「現地見学会出席申込書」をご提出ください。

見学会当日は荒川区立尾久生活実習所（本所）（住所：荒川区西尾久六丁目17番3号都電荒川線「荒川遊園地前」下車200メートル）へお越しください。

見学会以外は、敷地内への立ち入りはできません。

駐車場がありませんので、車での来所は固くお断りします。

## 9 応募手続き

### （1）応募の申込み

本公募への申込みを希望する方は、下記のとおり応募申込書類を提出してください。

これらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

なお、パンフレット類を除き、書類は原則としてすべてA4版で作成してください。

| 日時   | 場所   |
|--|--|
| 12月16日（火）～1月27日（火）<br>平日9時から17時まで<br>※土曜・日曜・祝日は受け付けません。<br>※事前に電話予約のうえご来庁ください。 | 荒川区役所1階福祉部障害者福祉課<br>荒川区荒川2-2-3<br>電話：03-3802-3111<br>内線2681、2682<br>担当：高橋・高中 |

※ 提出書類については、別紙4「応募申込提出書類一覧」を参照してください。

## （2）質問及び回答

本要項に関する質問及び回答は、次により行います。

①質問者の資格は、応募申込者もしくは応募を検討している者とします。

### ②質問の方法

別紙5を用い、質問の要旨を簡潔にまとめ、必ず文書で提出してください。やむを得ない場合はメールもしくはファックスでの提出も受け付けますが、その場合は必ず受信の確認をお願いします。受信確認がない場合の未達に関しては責任を負いかねます。

### ③提出日時及び場所

| 日時  | 場所   |
|---|--|
| 12月16日（火）～1月7日（水）<br>平日9時から17時まで<br>※土曜・日曜・祝日は受け付けません。<br>※事前に電話予約のうえご来庁ください。 | 荒川区役所1階福祉部障害者福祉課<br>荒川区荒川2-2-3<br>電話：03-3802-3111<br>内線2681、2682<br>メール:syouhuku@city.arakawa.tokyo.jp<br>担当：高橋・高中 |

### ④回答

令和8年1月15日にすべての質問回答書を全応募申込者にメールで送信します。

（必ず受信確認の返信を区へ行ってください。）なお、質問回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有します。

## （3）事業計画書の提出

応募申込者は、次のとおり計画書類等を提出してください。これらの書類を提出した事業者を応募者とします。なお、所定の期間内に計画書類等が提出されなかった場合には、

応募を辞退したものとみなします。

| 日時  | 場所   |
|---|--|
| 1月27（火）～2月6日（金）<br>平日9時から17時まで<br>※土曜・日曜・祝日は受け付けません。<br>※事前に電話予約のうえご来庁ください。 | 荒川区役所1階福祉部障害者福祉課<br>荒川区荒川2-2-3<br>電話：03-3802-3111<br>内線2681、2682<br>担当：高橋・高中 |

※ 提出書類については、別紙5「事業計画書提出一覧」を参照してください。

#### （4）関係法令の遵守

事業計画書の作成に当たっては、関係法令を遵守するとともに、信義誠実の原則にのつり作成してください。

#### （5）追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

#### （6）ヒアリング等の実施

区が必要と認める場合は、計画書類等の提出後に応募者に対してヒアリングを実施することがあります。

なお、ヒアリング及びプレゼンテーションの際は、法人の経営責任者（理事長等）及び提案事業に関する経営と運営面の実務責任者の出席をお願いします。

#### （7）応募者が運営する施設の実地調査

二次審査において、応募者が運営する施設の実地調査を行う予定です。

#### （8）著作権の帰属等

提出書類の著作権は応募申込者及び応募者に帰属します。ただし、区は事業者の決定の公表等必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

#### （9）費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募申込者及び応募者の負担とします。

#### （10）使用言語及び単位

提出書類、調整等における使用言語は日本語、単位はメートル法とします。

#### （11）資料の取り扱い

当区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用せたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

## 10 優先交渉権者の決定

### (1) 優先交渉権者の決定方法

「(仮称) 西尾久三丁目障がい者施設整備事業者選定委員会」での審査に基づき、整備を行うのに最も相応しいと判断した事業者を優先交渉権者として区長が決定します。

審査は、書類審査による一次審査、プレゼンテーション審査等による二次審査を実施します。申込者が多数の場合は、一次審査における上位3社に対し、二次審査を実施します。

優先交渉権者は、この施設内容に沿った整備を行うために区と定期借地契約を結ぶ第1順位の交渉権を有するもので、基本協定締結後、誠意を持って区や地元と協議し、責任を持って(仮称)西尾久三丁目障がい者施設整備を進めていただきます。

また、同時に次点交渉権者を決定し、優先交渉権者が交渉権を放棄した場合や交渉権者として相応しくないと区長が判断した場合等の理由で整備を進めることができなくなった場合、交渉権が繰り上がります。

なお、審査の結果、「優先交渉権者なし」とする場合があります。

### (2) 主な審査基準

| 項目     | 審査内容  |
|--------|---|
| 法人の適格性 | 法人の運営理念、経営状況、事業実績等                            |
| 施設整備計画 | 施設内容、利用者本位や環境への視点、地域などへの配慮等                   |
| 事業運営計画 | 施設の運営方針、サービス内容、人材育成、権利擁護、災害対策、荒川区内における今後の事業展開 |
| 経営収支計画 | 中長期的な経営方針、事業収支計画                              |
| その他    | 地域・関係機関との交流・連携<br>地域活性化等のための独自事業、開設準備等        |

### (3) 審査結果の通知

優先交渉権者の決定は、令和8年3月頃の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

### (4) 優先交渉権者の決定等の公表

優先交渉権者の決定後、応募の概況（経過、応募者名等）、審査基準、決定した事業者名及び全応募者の提案内容の概要並びに採点一覧については公表します。

ただし、決定した事業者以外の提案内容の概要及び採点一覧については応募者名とは別に公表するものとします。

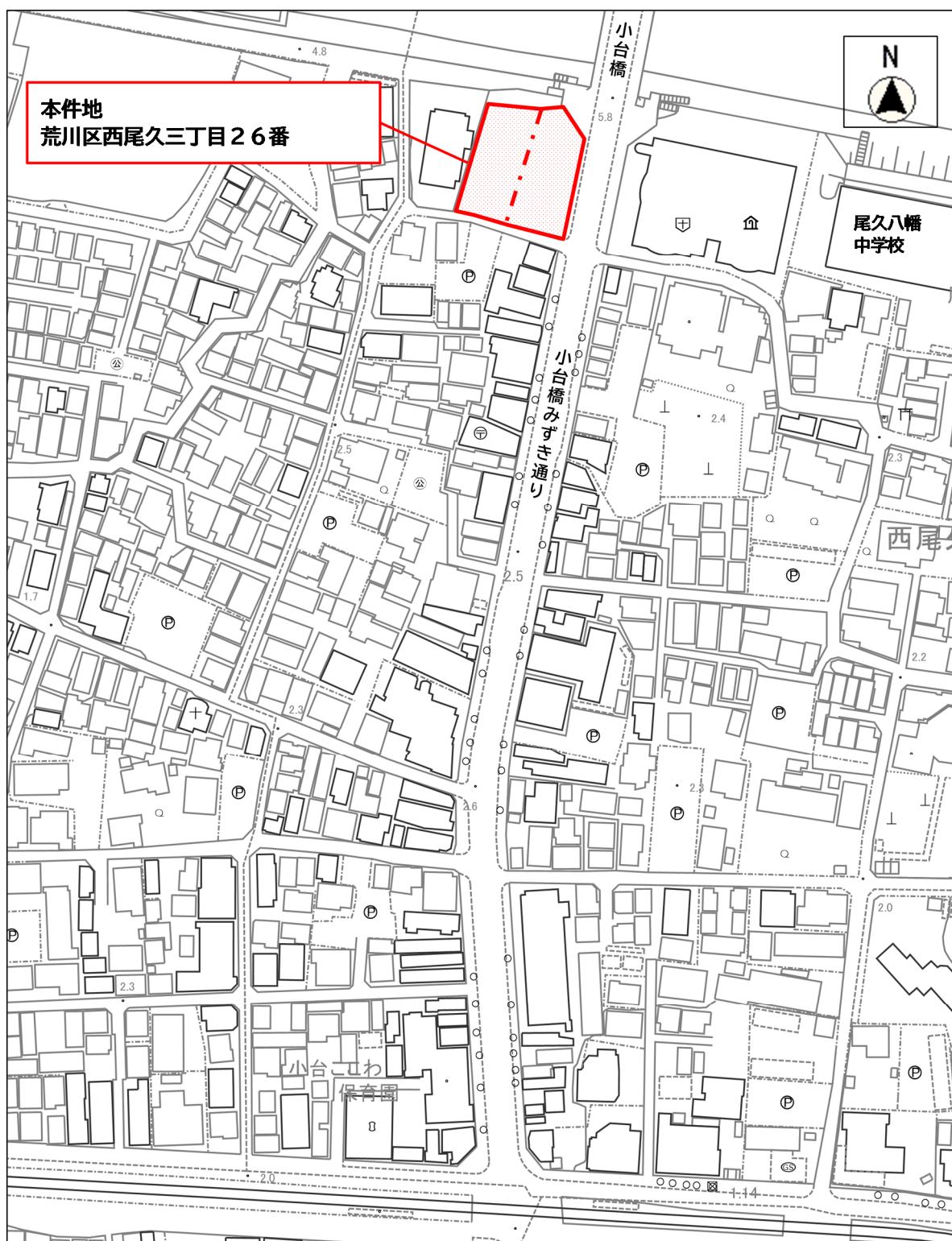
## **1.1 基本協定の締結**

優先交渉事業者として相応しいと区長が決定した後、事業者として「提案内容」を確實かつ誠実に履行していただくため、区と優先交渉事業者の間で「基本協定」を締結します。協定に違反した場合は、優先交渉事業者としての決定を取り消すことがあります。

## **1.2 その他**

本要項に記載のない事項については、事業者決定後、協議の上定めるものとします。

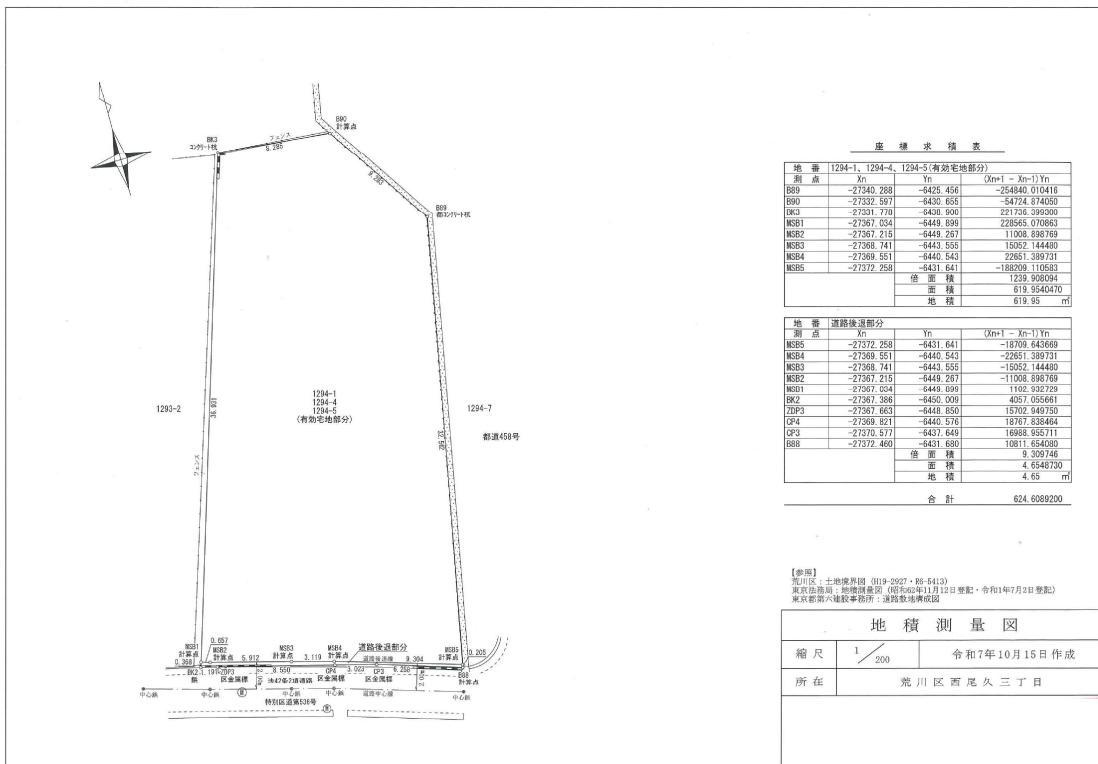
## 現地案内図



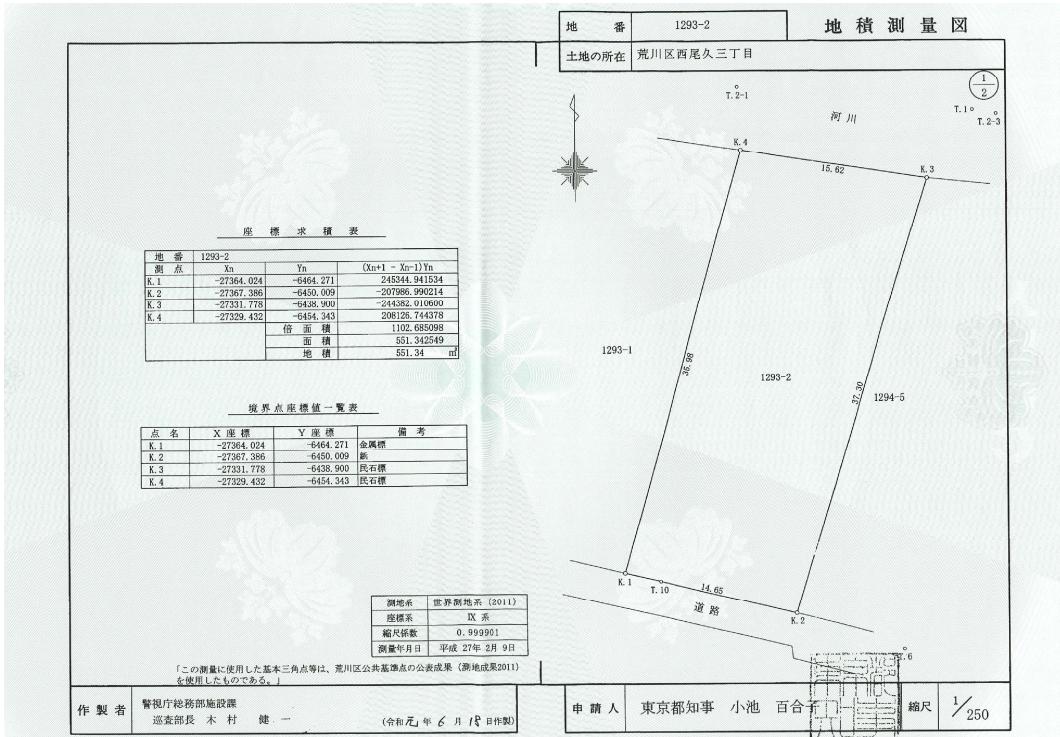
7都市基交測第58号

## 地積測量図

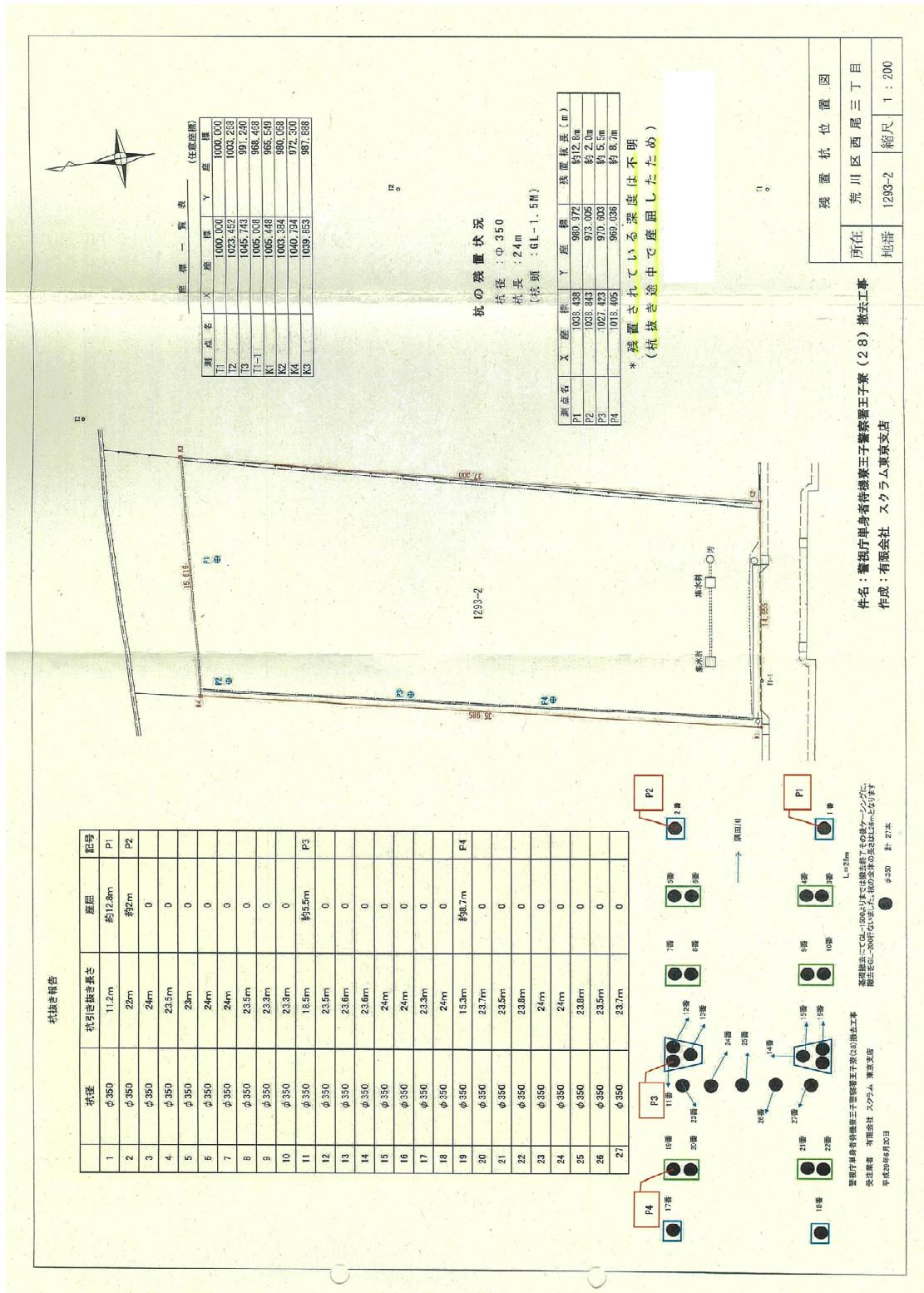
## ・東側



## ・西側



## 杭位置関係図



令和 年 月 日

## F A X 送 信 票

送 信 先 : 荒川区 福祉部 障害者福祉課

FAX番号 : 03-3802-0819

提出期限 : 12月22日(月)正午

## 現地見学会出席連絡票

|            |  |
|------------|--|
| 法人名        |  |
| 代表者名       |  |
| 法人所在地      |  |
| 電話番号       |  |
| FAX番号      |  |
| 出席者名       |  |
| 運営施設名(所在地) |  |

## 応募申込提出書類一覧

### 1 事業者の概要・財務状況等

| 提出書類                | 主 な 記 載 事 項   | 様式  |
|---------------------|---|---|
| (1)応募申込書            | ①公募申込のかがみ文<br>②事業計画者の連絡先  | 1<br>2  |
| (2)事業者の概要<br>・財務状況等 | ①法人の基本理念<br>②法人の経歴・事業経歴<br>③法人の概要<br>④法人代表者の履歴<br><br>⑤役員の構成（最新のもの）<br>※他法人の理事を兼ねている場合は、法人名と役職を記載する。                                | 3-1<br>3-2<br>3-3<br>3-4<br>〔様式自由〕<br>A4版1枚<br><br>3-5        |
|                     | ⑥法人運営に関する資料<br>※経営の効率性や透明性の確保、管理・チェック体制など<br>がわかる資料を添付する。   | 3-6<br>〔様式自由〕<br>A4版1枚  |
| (3)定 款              | 最新のもの（原本証明）   | 定款<br>〔様式自由〕  |
| (4)法人登記事項<br>証明     | 応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの（原本）  | 登記簿謄本   |
| (5)印鑑証明書            | 応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの（原本）  | 印鑑証明  |
| (6)決算書等             | ①直近過去3年間の決算書類<br>※法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表及び監査報告書。<br><br>②今年度及び前年度の事業計画書と予算書<br><br>③直近過去3年間の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の受入状況 | 決算書<br>〔様式自由〕<br><br>計画書・予算書<br>〔様式自由〕<br><br>補助等受入<br>〔様式自由〕 |

## 2 現在経営している施設の状況等（運営を受託している施設を含む）

| 提出書類            | 主な記載事項  | 様式  |
|-----------------|---|-----|
| (1)施設の概況        | 現在運営している福祉施設のパンフレットなど、施設の状況を確認できるもの<br>※計画中の施設についても記載すること     | 3-7 |
| (2)実施指導結果等      | 直近3年分の都道府県による実地指導結果書の写し。ある場合は指摘事項と対応状況。また、第三者評価を受けている場合はその写し。 | 4   |
| (3)地域貢献・障がい者雇用等 | 法人全体における障がい者雇用数及び雇用率等   | 5   |

### 提出書類の作成について

#### (1) 提出部数

正本1部、副本14部

また、データで作成した書類については、ウイルスチェックを行ったうえで電子データでも提出してください。

#### (2) 法人名の表記

副本の表現中において、法人名や施設名など応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用や表現はしないでください。なお、決算書等のようにすでに名称が記載されている書類については、黒マジック等で名称部分を塗装してください。

#### (3) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は以下に記す体裁を整えてください。

①全体の目次をつける

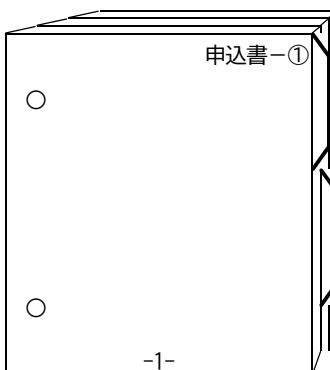
②ページを付し、右肩に書類名を表記する

③提出書類ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する

④様式ごとにインデックスを付ける（副本にはインデックス不要）

⑤特に指定のない場合はA4版の用紙を使用し、縦型ファイルに綴じること

⑥指定様式の各項目の欄は、必要に応じ、修正を加えてもよい



## 事業計画書提出一覧

### 3 計画概要

| 提出書類           | 主な記載事項   | 様式                      |
|----------------|--|-------------------------|
| (1)施設建設計画書     | (鏡文)   | 6                       |
| (2)事業参入の理由     | 応募動機   | 7                       |
| (3)計画概要        | 整備する施設の面積や階数等、主要室の概要及び建設経費等についての提案                                 | 18                      |
| (4)開設までのスケジュール | ①事業者決定後、共同生活援助の入居が終了するまでのスケジュール。建築に関すること、補助金申請に関すること、住民説明に関することなど。 | 19-1                    |
|                | ②施設完成までの区及び地域住民・関係機関との協議体制   | 19-2<br>〔様式自由〕<br>A4版1枚 |

### 4 施設建設に関する計画

| 提出書類            | 主な記載事項                                  | 様式             |
|-----------------|---|----------------|
| (1)基本計画         | 各階平面図、立面図、断面図、日影図（冬至）<br>※A3版：縮尺1／300程度 | 基本計画<br>〔様式自由〕 |
| (2)資金・収支計画      | 国・東京都及び区の補助金算出、資金計画表、自己資本、借入金、償還計画等     | 20-1～5         |
| (3)事業別計画        | 施設・設備の特色及び配慮する内容（事業別）                   | 21             |
| (4)環境や景観、地域への配慮 | 環境や景観、地域への配慮について                        | 22             |

### 5 事業運営に関する計画

| 提出書類       | 主な記載事項   | 様式    |
|------------|--|-------|
| (1)施設の運営方針 | ①障がい者施設運営の方針   | 8     |
| (2)具体的事業内容 | ①共同生活援助について<br>②短期入所について<br>③日中一時支援について<br>④移動支援（車両移送型）について<br>⑤施設入浴について | 9-1～7 |

|                          |   |        |
|--------------------------|---|--------|
|                          | ⑥緊急一時保護について<br>⑦地域交流・行事について                           |        |
| (3)ニーズの把握・意見反映方法         | 利用者の要望や苦情を収集し、質の向上に活かせる体制                             | 10     |
| (4)事業の実施体制               | 人材確保・育成（採用計画・人材育成・人事考課等の考え方）                          | 11-1・2 |
| (5)利用者の権利擁護              | 本人の意思を尊重した支援、家族とのコミュニケーション、虐待防止・差別解消に対する取組及び個人情報保護体制等 | 12     |
| (6)関係機関との連携              | 平常時・緊急時の、医療機関・地域及び事業者間の連携                             | 13     |
| (7)危機・安全管理               | 危機・安全管理（事故防止、感染症・食中毒防止、災害への対応等）                       | 14-1・2 |
| (8)災害対策                  | 地震対策・火災対策・災害時の他事業所、近隣住民等との連携、福祉避難所としての在り方・対応          | 15     |
| (9)本施設で行う法人自主事業及び今後の事業展開 | 法人自主事業の提案がある場合はその提案内容、法人として考えている今後の事業展開（荒川区内）         | 16     |

## 6 経営収支に関する計画

| 提出書類                       | 主な記載事項  | 様式                         |
|----------------------------|---|----------------------------|
| (1)中長期的な経営方針               | 施設運営において、サービスの質の確保と経営の効率性のバランスをどのように図っていくかという観点から、次のような収支改善の方策を具体的に提案すること。<br>○自立支援給付費等の加算基準の取り扱いなど収入確保・向上策など<br>○資器材の効率的な調達・管理方法、経費削減策等<br>○人的資源管理の考え方 | 17-1・2                     |
| (2)事業収支計画表<br>(開設後5年の収支見込) | ・事業ごとに作成し、金額は原則千円単位とする。<br>・収支計画表は、社会福祉法人会計規則に基づき事業別に作成する。<br>・下記の項目は、別に定める様式で作成すること。<br>①資金収支見込計算書等<br>②借入金償還計画  | ① 23-1<br>② 20-5<br>〔様式自由〕 |

|                      |                              |                |
|----------------------|------------------------------|----------------|
| (3)事業運営に係る<br>経費の考え方 | 収支の損益の考え方<br>※損益が発生した場合の考え方等 | 23-2<br>〔様式自由〕 |
|----------------------|------------------------------|----------------|

## 提出書類の作成について

## (1) 提出部数

正本1部、副本14部

また、データで作成した書類については、ウイルスチェックを行ったうえで電子データでも提出してください。

## (2) 法人名の表記

副本の表現中において、法人名や施設名など応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用や表現はしないでください。なお、決算書等のようにすでに名称が記載されている書類については、黒マジック等で名称部分を塗装してください。

## (3) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は以下に記す体裁を整えてください。

①全体の目次をつける

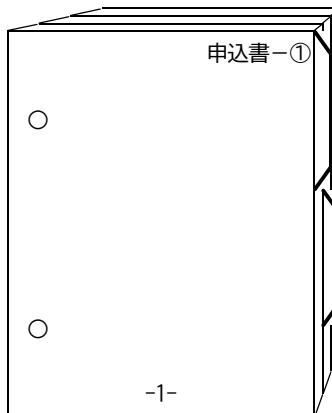
②ページを付し、右肩に書類名を表記する

③提出書類ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する

④様式ごとにインデックスを付ける（副本にはインデックス不要）

⑤特に指定のない場合はA4版の用紙を使用し、縦型ファイルに綴じること

⑥指定様式の各項目の欄は、必要に応じ、修正を加えてもよい



令和 年 月 日

## 質問書

送付先 荒川区福祉部障害者福祉課障害者福祉係  
TEL: 03-3802-3111 (内線2681、2682)  
FAX: 03-3802-0819  
※FAXの場合、事前に電話連絡の上、送信してください  
(送付期限 令和8年1月7日)

送付元 法人名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

件名

内容